

令和8年度 奈良市立こども園 園児募集要項

【教育標準時間認定（1号認定）希望者用】

- 教育標準時間認定（1号認定）は、市立こども園【富雄南・左京・都跡・青和・月ヶ瀬・都祁・帯解・柳生・高円・神功・若草・朱雀・平城・東登美ヶ丘・辰市・学園南・伏見】の幼稚園機能を希望する方が対象となります。
- 入園に係る手続きについては、奈良市立幼稚園規則（昭和26年教育委員会規則第20号）第9条に規定する入園願書を準用します。
- 保育を希望する方は保育認定（2号認定）が必要になります。募集は保育所等の申込みと同じ時期、方法で行います。

1、入園資格について

以下の（１）、（２）をともに満たす子ども

- （１）1年保育児 令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれの子ども
2年保育児 令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれの子ども
3年保育児 令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの子ども
- （２）奈良市に保護者（＝親権者）とその子どもが在住していること
または令和8年4月1日時点で奈良市に在住予定者

2、入園願書受付期間、必要書類及び提出先について

受付期間：令和7年10月20日（月）～10月24日（金）午後1時～午後5時

必要書類：①入園願書

②奈良市の住民票（世帯全員分・続柄記載分、3ヶ月以内発行分）

（転入予定の場合は、転入に関する申立書）

③連絡用封筒（110円切手を貼り付け、保護者の住所・氏名を記入したもの）

※電子申請の場合、③連絡用封筒は不要

提出先：希望するこども園

3、募集人数について

（令和7年9月1日現在）

園名	利用定員	3年保育児 （3歳児）	2年保育児 （4歳児）	1年保育児 （5歳児）
		募集人数（予定）	募集人数（予定）	募集人数（予定）
富雄南こども園	140	40	36	35
左京こども園	140	40	35	29
都跡こども園	140	40	22	25
青和こども園	140	40	24	18
月ヶ瀬こども園	15	5	4	5
都祁こども園	45	15	14	14
帯解こども園	41	11	14	12
柳生こども園	14	4	4	2
高円こども園	30	10	3	3
神功こども園	95	25	25	22
若草こども園	30	10	7	7
朱雀こども園	60	18	6	8
平城こども園	140	40	32	30
東登美ヶ丘こども園	110	30	22	23
辰市こども園	55	15	7	11
学園南こども園	55	15	13	14
伏見こども園	155	45	24	21

※募集人数は、募集受付期間の在籍園児数等により変わりますのでご注意ください。

4、入園の決定方法について

願書を受付した方について面接及び健康診断を実施のうえ、入園を許可します。
 なお、入園願書受付期間において募集人数を超えた場合は、以下の表の優先順位に基づき面接及び健康診断を受ける方を決定します。

※保護者の複数園への送迎を避けるため申込者の中で兄弟姉妹が在園していることを第1優先として決定します。

園名	優先順位
富雄南 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、富雄南小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、三碓小学校区・富雄南中学校区に在住（予定）（あやめ池小学校区の一部）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
左京 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、佐保台小学校区・左京小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、平城東中学校区に在住（予定）（左京小学校区、佐保台小学校区、朱雀小学校区）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
都跡 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、都跡小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定） ※都跡小学校区と都跡中学校区は概ね同じであるため、中学校区での優先順位はありません。
青和 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、青和小学校区・二名小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、二名中学校区に在住（予定）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
月ヶ瀬 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、月ヶ瀬小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定） ※月ヶ瀬小学校区と月ヶ瀬中学校区は概ね同じであるため、中学校区での優先順位はありません。
都祁 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、都祁小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定） ※都祁小学校区と都祁中学校区は同じであるため、中学校区での優先順位はありません。
帯解 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、帯解小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、都南中学校区に在住（予定）（東市小学校区、辰市小学校区、明治小学校区）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
柳生 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、柳生小学校区・興東小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、興東館柳生中学校区に在住（予定）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
高円 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、東市小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、都南中学校区に在住（予定）（辰市小学校区、明治小学校区、帯解小学校区）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
神功 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、ならやま小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定） ※ならやま小学校区とならやま中学校区は同じであるため、中学校区での優先順位はありません。
若草 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、鼓阪小学校区・鼓阪北小学校区・佐保小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、若草中学校区に在住（予定）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）
朱雀 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、朱雀小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、平城東中学校区に在住（予定）（左京小学校区、佐保台小学校区）
	④ 上記①②③以外で、奈良市に在住（予定）

園名	優先順位
平城 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、平城小学校区・平城西小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定）
東登美ヶ丘 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、東登美ヶ丘小学校区・登美ヶ丘小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定）
辰市 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、辰市小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定）
学園南 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、あやめ池小学校区・三碓小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定）
伏見 こども園	① 令和8年度も兄弟姉妹が在園中
	② 上記①以外で、伏見小学校区・あやめ池小学校区に在住（予定）
	③ 上記①②以外で、奈良市に在住（予定）

抽選の考え方については以下のとおりです。

〈①の段階で募集人数を超えた場合〉

- ①の申込者については、公開抽選を実施します。抽選に外れた方には、補欠番号を決定します。
- ②③④の申込者については、抽選を行いません。

〈②の段階で募集人数を超えた場合〉

- ①の申込者については、入園内定です。
- ②の申込者については、公開抽選を実施します。抽選に外れた方には、補欠番号を決定します。
- ③④の申込者については、抽選を行いません。

〈③の段階で募集人数を超えた場合〉

- ①②の申込者については、入園内定です。
- ③の申込者については、公開抽選を実施します。抽選に外れた方には、補欠番号を決定します。
- ④の申込者については、抽選を行いません。

〈④の段階で募集人数を超えた場合〉

- ①②③の申込者については、入園内定です。
- ④の申込者については、公開抽選を実施します。抽選に外れた方には、補欠番号を決定します。

※園運営に支障がないと判断されたときは、②の申込者については募集人数を超えて入園内定する場合があります。

※令和8年4月1日までに奈良市内で転居を予定しており、抽選校区が変わる場合は、転居に関する申立書を
入園願書と併せて提出してください。

5、注意事項について

- （1）他の市立幼稚園や市立こども園（1号認定）を併願することはできません。
- （2）補欠番号は令和8年3月31日まで有効です。

6、利用時間（教育標準時間）について

月曜日から金曜日までの午前9時から午後2時まで
※1号認定を受けてこども園を利用される場合、夏期等長期休業があります。

7、利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は無償です。ただし、給食費・園外活動費等の実費徴収分の負担は必要です。

8、給食について

月曜日～金曜日まで給食を実施します。
富雄南・左京・都跡・青和・平城・東登美ヶ丘・伏見は、外部搬入方式です。
月ヶ瀬・都祁・帯解・柳生・高円・神功・若草・朱雀・辰市・学園南は、自園調理方式です。
1食あたり主食費20円、副食費180円で喫食分の負担が必要です。
※ただし、ご世帯の状況により副食費が免除される場合があります。

9、教材費について

教材費について、年間にかかる費用を徴収します。

10、市立幼稚園との主な違いについて

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施します。
- (2) 定員を定め、3歳児からの3年保育を実施します。
- (3) 給食を実施します。

11、一時預かりについて

教育標準時間を超える午前7時半から午前9時と午後2時から午後6時半まで（長期休業中は午前7時半から午後6時半まで）在園児が利用できます。利用料等（1日500円）の負担が必要です。ただし、保護者全員が就労・疾病等で施設等利用給付2号認定を受けている場合は、利用料部分（1日400円）が無償化されます。
※実費相当分（1日100円）については負担が必要です。

希望により午睡を行う場合は、寝具を各家庭で用意していただくか、リースのいずれかで実施します。（リース料が別途必要になります。）

12、子育て支援事業について

未就園児の子育て支援事業を行っています。
(1) 未就園児保育（親子登園）
(2) 子育て相談（来園相談や電話相談）